

研究集会の定義

2008年12月9日 学術推進委員会決

大会における研究集会を次の種別に分類する。

総合研究協議会

- (1) 主題数に制限はないが学術推進委員会で十分検討する。
- (2) 学会全体に関わる主題、分野横断的な主題、複数の委員会による主題を対象とする。
- (3) 学術講演発表の同時開催は問わない。
- (4) 資料を作成する。
- (5) 一定の結論を得ることを目的とする。

研究協議会

- (1) 1部門1主題に限る。
- (2) 当該部門全体に関わる主題を対象とする。
- (3) 開催時は原則学術講演発表を行わない。
- (4) 資料を作成する。
- (5) 一定の結論を得ることを目的とする。

パネルディスカッション (PD)

- (1) 主題数に制限はないが各部門で厳選する。
- (2) 当該部門のある分野の主題を対象とする。
- (3) 開催時は関連する分野の学術講演発表を行わないようプログラム編成時に留意する。
- (4) 資料の有無は問わない。
- (5) 一定の方向性を得ること。

研究懇談会

- (1) 主題数に制限はないが各部門で厳選する。
- (2) 学術講演発表の同時開催は問わない。
- (3) 資料の有無は問わない。
- (4) 一定の方向性を得ること。

緊急報告会

- (1) 主として災害に関する報告会とし、原則研究集会計画時に間に合わなかったものとする。
- (2) 会員に特に有益であること。
- (3) 関連する学術講演発表に抵触しないよう配慮する。
- (4) 原則資料を作成する。